

令和 5 年 5 月 19 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01778

研究課題名(和文)元禄から元文にいたる貨幣改鑄混迷期における商業活動の動態分析

研究課題名(英文)Tokugawa recoinage policy and Merchants

研究代表者

鈴木 敦子(SUZUKI, Atsuko)

大阪大学・大学院経済学研究科・助手

研究者番号：80547018

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、江戸幕府の混迷した初期改鑄政策に対し、商家がどのように対応したのかを、通貨と市場動向を注視しながら、考究した。

これまで知られていなかった三井越後屋の「小判六十目之掛法」という商法を解明することによって、これまで変動相場と見られてきた江戸商品市場が金1両銀60匁の固定相場であったこと、これまでデフレと評価されてきた正徳の改鑄後に深刻なインフレに見舞われたことなど、本研究により豊富な成果を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果、すなわち江戸商品市場が固定相場だったという史実は、高校の歴史教科書の記述内容に変更を迫るものである。また、正徳改鑄後の深刻なインフレ現象は、日本史や近世経済史の従来の知見に変更を迫るものである。加えて、倍札付掛売商法を前提とした三井越後屋の百年以上永続した商法は、これまで正札付現金掛値なし商法ばかりを注視してきた近世経営史に、新たな知見を提供するものである。以上により、本研究の学術的・社会的意義は十分に語られたであろう。

研究成果の概要(英文)：This study investigated how merchant families responded to the chaotic monetary policy of the Edo shogunate, paying close attention to currency and market trends.

This study has yielded valuable new findings: (1) The Edo commodity market, hitherto considered to have been managed at a floating rate, based on the fixed exchange rate of 60 momme of silver to 1 ryo of gold Koban; (2) The market after the Shotoku recoinage, today considered deflationary, suffered from severe inflation; (3) The hardly known business method of Mitsui Echigoya's "Koban rokuju-me no kakeho" has been elucidated.

研究分野：日本経済史

キーワード：三井越後屋 江戸小判六十目 正徳インフレ 小判六十目之掛法 貨幣改鑄と市場通貨 固定相場と東西相場 江戸の物価問題 倍札商法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

元禄期あたりから歴史の表舞台で活躍する新興の大商人の経営史を概観しようとした場合、局所的には、商品の価格設定や資産計上における建ての問題などが浮上する。だが一方、大局的には、貨幣改鋳による通貨の変化や貨幣相場の変動といった市場を大きく左右する諸要因を考慮しないでは、こうした商家経営の史的理解が及ばないことは明白である。

しかしながら、元禄から元文に至るまでの商家経営分析において、問題となる大局的諸要因を総合的に見渡しながら研究を進めることは、非常に困難な課題といえる。したがって既存の諸研究も、そうした諸要因を重要視して研究を進めるのではなく、あくまで外的ファクターとして、そうしたものにも少しだけ触れるといった研究内容のものが多い。

本研究は、それを打破しようという意図のもとに、研究を進めたものである。

### 2. 研究の目的

一商家と大市場、下り物と東西交易、商人と幕府、といったミクロ的要素とマクロ的要素を絶えず研究の俎上にのせながら、近世商家の経営分析と市場分析を同時に多面的に進めていくことにより、近世中期あたりの商人と市場のよりリアルな実像を描き出すことを研究の目的とした。

商家と顧客の一对一の売買から、対市場戦略や対幕府対策まで、さまざまな次元の経営指針や経営動向を商人目線で追及すること、また商人が視線の先で実際に目にしている市場や幕府の姿を商人目線のままに描写すること、こうした視点を持ち続けることに留意しながら研究を進めることとした。

### 3. 研究の方法

研究に際して、扱う史料を限定し絞り込むのではなく、出来るだけ当時の社会を広く見渡しながら、多角的に対象に迫ることを心がけた。よって、可能な限り諸史料を渉猟しつつ研究を進めた。もちろん、「三井家記録文書」（三井文庫所蔵）、「白木屋文書」（東京大学経済学図書館所蔵）などの商家史料を中心にしながら、『両替年代記』『三貨図彙』『兼山秘策』『白石建議』などの刊行図書はもちろん、和算書や文学作品、幕政・法令史料に至るまで史料調査を重ね、網羅的に情報収集することとした。

分析においても、帳簿等に表れた数字上の変化を、ただ単に評価するばかりでなく、何故そのような変化が起こっているのかを、諸要因を出来るだけ考察しながら、数字の意味を深く追及することとした。

特に、これまで注視されてこなかった東西の相場差という時間的推移ではなく地域的差異による相場差に着目しつつ研究を進めた。

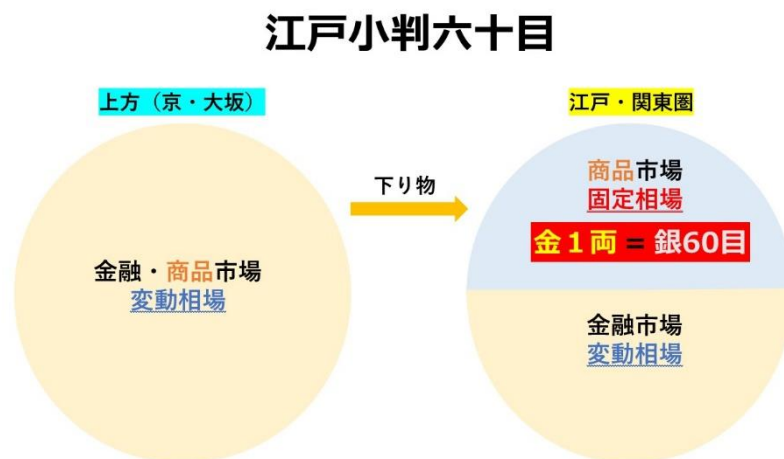
### 4. 研究成果

本研究は、一商家の一商法を解き明かす過程で生まれた諸成果といっても過言ではない。その商法とは、三井越後屋の「小判六十目之掛法」（以下「掛法」という、これまでほとんど知られることのなかった販売手法である。以下に述べる(1)は掛法の成立要件であり、(2)は掛法成立前後の市場動向分析である。(3)は取りも直さず掛法そのものの解明である。

#### (1)江戸小判六十目

掛法の名称にある「小判六十目」とは、小判一両銀六十匁という金銀相場をいう。これは周知のごとく幕府の御定相場でもある。「小判六十目」という文言は、「銭時相場」とともに、越後屋江戸店の店内に「定」として大きく告示されていた。銀極め商品である下り物の換算レートであったからである。また金遣いの江戸において、金貨での商品売買が基本とされていたからでもある。

本研究により、この換算レートは、独り越後屋店内にとどまらず、江戸を中心とした関東一円で、下り物商品の金貨売買の際に広く用いられていた、ということが明らかになった。高校の歴



史教科書にすら触れられている、これまでの通説は、幕府は御定相場を規定してはいたが、一般市場では日々変動する時相場で売買がなされていた、というものだった。この認識は、近世最大の消費都市である江戸では当てはまらず、江戸の商品市場は固定相場で日々の売買がなされていたのである。一方、金融市場は江戸でも変動相場であった。つまり、江戸商品市場の固定相場は、幕府の元禄十三年の御定相場令を契機として、江戸商人たちの取り決めによって、市場で維持継続された商習慣だったのである。

他方、上方ではこの商習慣は成立せず、商品市場と金融市場の分断なく、一つの市場として変動相場で売買がなされていた。すなわち、これまでの通説は上方市場では正しいものであった。

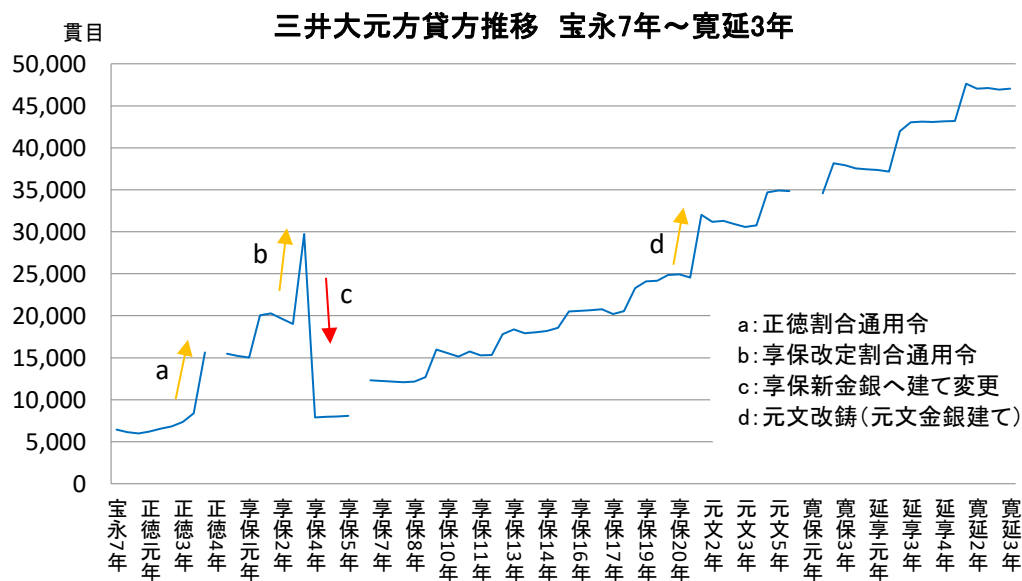
この上方の変動相場と江戸の固定相場という事態は、東西交易において、大きな問題要因をはらんでいた。上方からの下り物価格に、東西の相場差が反映され、江戸の物価問題へと発展したからである。この事態は「小判六十目」に対し、上方が銀高相場の際に起こった。簡単な例を述べる。いま上方が小判三十目の極端な銀高相場だったとする。上方で六十匁の商品を、そのまま江戸に出荷して、江戸小判六十目換算で売ったとすれば、一両を得られる。これを銀遣いの上方に持ち帰り、銀に両替したとする。すると銀高相場によって三十匁しか入手できないことになる。つまり六十匁の商品を、わざわざ江戸に送って半額の三十匁で売ったことに等しくなるのである。よって、江戸は「小判六十目」と決まっているのだから、上方からの下り物には上方銀高相場でも、元の商品値段分の金貨を受け取れるように、出荷前に価格変更しておく必要が出てくる。この場合ならば、上方で金二両を手にしなないと六十匁は受け取れない。よって、江戸で金二両を受け取れるように、商品価格を六十匁から百二十匁に変更して、江戸に出荷しなければならないのである。このような事態が、上方が銀高の際には、江戸に送られる全ての下り物価格に対して起こったのである。たとえば、上方が金一両銀四十匁だったとすれば、単純計算で江戸の物価は五割騰貴したことになる。下り物に多くを依存していた近世中期の江戸市場では、このように東西相場差は非常に深刻な物価問題となったのである。

本研究は、問屋史料、金融史料、幕政史料等を分析対象とすることにより、こうした東西市場の史的推移を含む総合的状況を鮮明に描き出した。

## (2) 正徳・享保インフレ

近世経済史の通説によれば、元禄から享保期あたりまでに期間を区切ると、「元禄インフレ・正徳デフレ」といった小見出しを彷彿させるほどに、史上まれにみる良貨への改変である正徳の改鑄によって、それ以降の市場は貨幣数量の減少によりデフレーションに陥ったという認識になっている。

本研究は、掛法の成立年である享保四年前後の市場状況を分析して、なぜ掛法がこの時代に誕生したのかを考察した。その考究過程は、正徳・享保前期の経済分析に他ならなかった。この時代の市場状況を確認するため、商家の資産推移を眺めてみると、一般的な通説とは全く違った光景が見えてきた。正徳・享保期に、極めてインフレ率の高い二度の資産増を商家は経験している。その原因を追究してみると、一般に注目されてこなかった幕府の二度にわたる通貨の割合通用令が、非常に重要な役割を演じていることが明らかになった。



諸改鑄が矢継ぎ早に行われ、多品種の貨幣が同時通用していた市場にあつては、幕府の無差別通用令にかかわらず、自ずと貨幣品位による貨幣相互間の交換レートが成立していた。だが、幕府の触れの影響もあり、市場は完全な貨幣品位主義でのやりとりとはいかず、かなり抑えられた交換レートになっていた。

これを正徳改鑄の際に発せられた割合通用令、ならびに享保三年に発せられた改定割合通用令は、徹底した貨幣品位主義の交換レートへと市場を導いてしまったのである。一般に市場で主

流となる通用金銀は、そのとき最も低品位の貨幣が選ばれていた。割合通用令は、この通用金銀の貨幣価値を、それまでの市場価値より、かなりの程度押し下げてしまったのである。この事態を貨幣数量説的に洞察すれば、貨幣数量増加により貨幣価値低下のためインフレーションが起こると、同じ現象が生起することを意味していた。現実の市場も、この貨幣価値理論通りにインフレーション市場となったのである。

この際の物価上昇率は凄まじく、近世史上、経験したことのないようなハイパーインフレーション市場を一時的に顕現させたと考えられるのである。近世経済史のなかでも、これは特筆すべき事態であり、是非とも「正徳・享保インフレ」という小見出しのもと、説明を書き加えるべき経済事象だと、本研究は結論づけた。

このような近世経済認識の訂正を要請するまでに至れたのは、本研究が貨幣改鑄政策や市場の貨幣動向等にもかなりの関心をさいて論究した結果である。

### (3) 掛法の解明：倍札付掛売商法

現金掛値なし商法の代表とされる三井越後屋には、一般に認知されることのなかった別の商法が存在した。それが「小判六十目之掛法」である。(2)で述べた正徳・享保の市場動乱期に、その対策として掛法は産声をあげ、(1)の江戸小判六十目という東西交易要件を踏まえて掛法は作り上げられた。



### 小判六十目之掛法

小判三十八匁ノ時	七九掛
小判三十九匁ノ時	七七掛
小判四十匁ノ時	七半掛
ノ三段平均	
	七七掛

前売	七二掛方	七八掛迄	中隔	七半法
月取	七半掛方	八掛迄	中隔	七八法
節句取	七七掛方	八三掛迄	中隔	八ノ法
際取	八掛方	八七掛迄	中隔	八四法

掛法の骨子は非常に単純で、一匁ごとに区切られた相場と、各相場に対する掛率が示されているだけである。特徴的なことがあるとすれば、三匁ずつ一括りにされていることと、代金徴収期間別に違った掛率が提示されていることである。

江戸小判六十目ともう一つの要件さえ分かれば、掛法は解明する必要もないほど明晰な数値の羅列で出来ている。そのもう一つの要件とは、正札の倍額の値が付けられた倍札価格を基本として、掛法の掛率は示されているということである。京本店ですでに符帳表記で倍札はタグ付けされ、下り物として江戸店へ送られた。よって、掛法の適用商品は江戸における下り物に限定されることになる。

江戸店の手代は、掛法と倍札値段とその値段が設定されたときの上方相場を知れば、おおよその販売価格を即座に算出できる仕組みとなっていた。ただし、店頭での現金売りか、あるいは掛売か、掛売でも期間をどうするか、といった相対での取り決めもあって、最終的な掛率決定は手代に任されていたといつてよい。

相場が目まぐるしく乱高下する時代に生まれただけに、掛法にはさまざまな意味で柔軟性が持たされており、臨機応変に応用をきかせられるあり方が掛法の販売法であった。「前売」「月取」「節句取」「際取」という掛法が提示している徴収別価格設定により、当時の販売別の値段比率が明らかになったことも、掛法解明の大いなる収穫物であった。

歴史的には、掛法が実売場面で真価を發揮した時代は決して長くはなかったと考えられるが、倍札販売は天保後期まで、実に百二十年余りも江戸店で続いた。本研究により、正札付現金掛値なし商法の代名詞のように見なされてきた三井越後屋が、実際のところは倍札付掛売商法を主体とした店だったという新たな知見が提示されることになった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Atsuko Suzuki	4. 巻 21-15
2. 論文標題 Early monetary policies of the Tokugawa shogunate and merchants' coping strategies: 1695 - 1736	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Discussion Papers in Economics and Business	6. 最初と最後の頁 1 - 23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 近世経済史料研究会	4. 巻 56
2. 論文標題 〔史料紹介〕 貞享五年・伊豆蔵五兵衛「店法度・作法并異見之事」 - 伊勢商人の江戸店の店則 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 三井文庫論叢	6. 最初と最後の頁 313 - 348
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鈴木敦子	4. 巻 22-04-Rev.
2. 論文標題 江戸小判六十目	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Discussion Papers in Economics and Business	6. 最初と最後の頁 1 - 138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鈴木敦子	4. 巻 23-06
2. 論文標題 三井越後屋の「小判六十目之掛法」 正徳・享保期の物価・通貨に関する市場分析と商家の対策	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Discussion Papers in Economics and Business	6. 最初と最後の頁 1 - 94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 鈴木 敦子
2. 発表標題 幕府公定レート1両50目についての一考察 - 慶長14年の定をめぐって -
3. 学会等名 社会経済史学会第90回全国大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Atsuko Suzuki
2. 発表標題 Economic Characteristics of Early Modern Japan: The shogunate and the merchants during the Edo period
3. 学会等名 2nd World Congress of Business History (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鈴木 敦子
2. 発表標題 江戸時代の大丸
3. 学会等名 ナカノシマ大学（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鈴木敦子
2. 発表標題 近世市場における東西金銀相場と下り物商品価格
3. 学会等名 経営史学会第56回全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鈴木敦子
2. 発表標題 松坂領粥見村出身の呉服商奈良屋杉本家の商業活動
3. 学会等名 松阪学入門講座 - 松阪市史その後 - (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鈴木敦子
2. 発表標題 三井越後屋における売価決定法「小判六十目之掛法」について
3. 学会等名 三井文庫研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鈴木 敦子
2. 発表標題 新井白石と貨幣数量説
3. 学会等名 社会経済史学会第91回全国大会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------